

所定疾患施設療養費の算定状況

所定疾患施設療養費（Ⅱ）

介護保険施設において入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、入所者に対し肺炎や尿路感染症、带状疱疹の投薬、検査、注射、処置等を行い、以下の条件を満たした場合に評価されることとなりました。当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、ホームページにて治療の実施状況を公表します。

算定条件

- 1、所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態になった入所者に対し治療管理として、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に1回に連続する10日を限度とし、月に1回に限り算定するものであるもので、1月に連続しない1日を10回算定することは認められない。
- 2、所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- 3、所定疾患施設療養費の対象となる疾患は次のとおりである。
 - ① 肺炎
 - ② 尿路感染症
 - ③ 带状疱疹
 - ④ 蜂窩織炎
 - ⑤ 慢性腎不全の増悪
- 4、肺炎及び尿路感染症については検査を実施した場合のみ算定できる。
- 5、算定する場合にあっては、診断名及び診断にいたった根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び、带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
- 6、当該算定の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- 7、当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎・尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。但し、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とする。

算定状況

○令和５年度（令和５年４月１日～令和６年３月３１日）

	件数	日数	治療の実施状況
肺炎	4	24	診察、血液検査、胸部レントゲン、抗生剤（点滴、内服）の投与
尿路感染症	10	83	診察、血液検査、尿検査、抗生剤（点滴、内服）の投与
帯状疱疹	3	14	視診、触診、投薬
蜂窩織炎	18	129	視診、触診、炎症反応検査、投薬

○令和６年度（令和６年４月１日～令和７年３月３１日）

	件数	日数	治療の実施状況
肺炎	7	36	診察、血液検査、胸部レントゲン、抗生剤（点滴、内服）の投与
尿路感染症	10	66	診察、血液検査、尿検査、抗生剤（点滴、内服）の投与
帯状疱疹	1	7	視診、触診、投薬
蜂窩織炎	4	26	視診、触診、炎症反応検査、投薬